

内閣参質二〇八第二七号

令和四年三月二十二日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員羽田次郎君提出ウクライナ政府の呼びかけで義勇兵として参加を検討している日本人に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員羽田次郎君提出ウクライナ政府の呼びかけで義勇兵として参加を検討している日本人に関する質問に対する答弁書

一から六までについて

犯罪の成否については、捜査機関が収集した証拠に基づいて個々に判断されるべき事柄であるため、一概にお答えすることは困難である。

七について

お尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは困難であるが、いずれにせよ、政府としては、日本国民が外国等によりその身柄を拘束された場合には、邦人保護の観点から適切に対応していく考えである。